

部局名	安全環境部	所属名	生活安全課	所属長名	天川 一夫	電話	483-1151 内線3110
-----	-------	-----	-------	------	-------	----	-----------------

## 1. 事務事業の位置付け・概要 (PLAN)

コード	4165	事務事業名称	路上喫煙防止等対策事業				短縮コード	経常	4165	臨時	4172	
予算区分	会計	01	一般会計	款	02	総務費	項	01	総務管理費	目	12	諸費
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> その他		根拠法令等		地方自治法, 八千代市路上喫煙の防止に関する条例, 同条例施行規則							
事業概要 (事務事業を開始したきっかけを含めて記入)												
平成22年1月1日に八千代市路上喫煙の防止に関する条例を施行した。同条例に基づき, 路上喫煙の防止に関する施策を実施することにより, たばこの火による火傷や衣服持ち物の焼け焦げから市民等を守り, 生活環境の向上を図る。												
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測				総合計画の施策体系	6本の柱(章)	04	第4章安心安全都市をめざして					
本来、路上喫煙に関しては、喫煙者のマナーによるべきであるが、マナー向上の啓発等では状況が改善されないため、八千代市路上喫煙の防止に関する条例を施行し、過料を科する規定を設けた。近隣市においても同様な条例が施行されている。平成22年4月1日よりクリーン推進課から生活安全課に当該事務事業の所管が移った。平成22年7月1日に勝田台駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、平成23年7月1日に八千代緑が丘周辺を路上喫煙禁止区域に指定した。					大項目(節)	02	第2節市民の安全					
					中項目	01	1. 防災					
					小項目	01	(1)災害予防体制の充実					
					細項目	02	②防災意識の普及・啓発					
					実施計画の計画事業							
計画事業の位置付けの有無	<input type="checkbox"/>		計画事業期間	～			計画事業費	千円				

## 2. 事務事業の目的・指標・実績 (DO)

対象 (誰を何を対象にしているのか)	市民等 路上喫煙禁止区域における路上喫煙者 市内全域における歩行中及び自転車乗車中の路上喫煙者							
手段 (具体的な事務事業のやり方、手順、詳細)	※平成23年度に実際に行ったこと: 路上喫煙禁止区域の指定。関係機関や事業者への協力依頼 リーフレットの作成。路上喫煙禁止区域であることを標示するための標識の作製設置 駅周辺での啓発活動 路上喫煙禁止区域における違反者に対する過料処分 路上喫煙禁止区域以外における歩行喫煙者等に対する注意指導  ※平成24年度に計画していること: リーフレットの作成。 路上喫煙禁止区域における違反者に対する過料処分 路上喫煙禁止区域以外における歩行喫煙者等に対する注意指導							
意図 (何を狙っているのか)	たばこの火による火傷や衣服持ち物の焼け焦げから市民を守るため、路上喫煙禁止区域での路上喫煙者並びに市内全域における歩行中及び自転車に乗車中の路上喫煙者をなくす。							
ねらい(上位施策の意図)	入力対象外							
区分	指標	内容	単位	22年度		23年度		24年度
				実績	計画	実績	計画	
対象指標	指標1	人口	人	193,274	196,400	192,884	199,500	
	指標2							
	指標3							
活動指標	指標1	路上喫煙禁止区域の指定	区域	1	2	1	0	
	指標2	過料処分者数	人	105	100	232	100	
	指標3	指導員巡回数(禁止区域)	回	106	200	397	397	
成果指標	指標1	禁止区域での路上喫煙者	人	105	100	232	100	
	指標2							
	指標3							
上位成果指標	指標1							
	指標2							
	指標3							

コード	4165	事務事業名称	路上喫煙防止等対策事業			所属名	生活安全課
	単位	22年度		23年度		24年度	
		実績	計画	実績	計画		
事業費(A)	財源内訳	国	千円				
		県	千円				
		地方債	千円				
		一般財源	千円	2,056	1,492	1,194	530
	その他	千円					
	主な事業費の内訳	消耗品費 662 印刷製本費 216 委託料 1,077	消耗品費 485 印刷製本費 163 委託料 954	消耗品費 247 印刷製本費 40 委託料 839	消耗品費 311 印刷製本費 158 使用料及び賃借料 61		
人件費(B)	千円	26,683.4	26,411	24,166.4	24,154.4		
トータルコスト(A)+(B)	千円	28,739.4	27,903	25,360.4	24,684.4		

### 3. 事務事業の評価(SEE)

評価類型	評価事項	評価区分	理由			
目的妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> 結び付いている	市民の安全に直結する事務事業である。			
		<input type="checkbox"/> 結び付くが見直しの余地がある				
		<input type="checkbox"/> 結びつきが弱い・ない				
		<input type="checkbox"/> 評価対象外事項				
目的妥当性	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。	<input type="checkbox"/> 達成している	路上喫煙者は依然として多く、当該事務事業の目的を達成しているとは、言い難い状況である。			
		<input checked="" type="checkbox"/> 達成していない				
		<input type="checkbox"/> 評価対象外事項				
目的妥当性	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 (民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。)	<input type="checkbox"/> 可能性はある	条例違反者に対し過料処分を行う事務事業であり、民営化にはなじまない。			
		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性はない				
		<input type="checkbox"/> 評価対象外事項				
目的妥当性	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？	<input checked="" type="checkbox"/> 現状のままでよい	たばこの火による被害から市民を守るための事務事業であり、対象と意図は適正である。			
		<input type="checkbox"/> 見直す必要がある				
		<input type="checkbox"/> 評価対象外事項				
有効性・効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤-2, 3を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。	<input checked="" type="checkbox"/> 有効性向上の可能性はある				
		<input type="checkbox"/> 効率性向上の可能性はある				
		<input type="checkbox"/> 両方可能性はある				
		<input type="checkbox"/> 可能性がない				
	⑤-2 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	<input type="checkbox"/> 民間委託等	新たに路上喫煙禁止区域を指定し、現再任用職員等(路上喫煙防止指導員)の人員で対応する。			
		<input type="checkbox"/> 再任用職員及び臨時的任用職員等の活用				
⑤-3 推進にあたっての課題はあるか？(一時的な経費増・市民の理解等)	<input checked="" type="checkbox"/> IT化等の業務プロセスの見直し	類似事務事業名称	1		実施主体(所管部署)	
	<input type="checkbox"/> 受益者負担の見直し		2		実施主体(所管部署)	
⑤-3 推進にあたっての課題はあるか？(一時的な経費増・市民の理解等)	<input type="checkbox"/> 類似事業との統合・役割見直し					
	<input type="checkbox"/> 上記以外の方法					
⑤-3 推進にあたっての課題はあるか？(一時的な経費増・市民の理解等)	<input type="checkbox"/> ある					
	<input checked="" type="checkbox"/> ない					

コード	4165	事務事業名称	路上喫煙防止等対策事業			所属名	生活安全課																				
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。		<input checked="" type="checkbox"/> 改革・改善して継続 <input type="checkbox"/> 手法プロセスの改革・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 事業規模の拡大・縮小 <input type="checkbox"/> 統合・役割見直し <input type="checkbox"/> その他			今後も、路上喫煙者の状況等の把握、市民等からの意見も踏まえ、新たに路上喫煙禁止区域の指定について検討する。																					
			<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 事業完了 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続																								
⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">経費</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>不変</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>不変</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>					経費			削減	不変	増加	成果	向上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	不変	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	低下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新たに路上喫煙禁止区域を指定した場合、路上喫煙者の減少を図ることはできるが、標識等の作製により経費が増加する。	
		経費																									
		削減	不変	増加																							
成果	向上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																							
	不変	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
	低下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など	
<p>市長への手紙や路上喫煙に関するアンケートの結果、路上喫煙に対する条例による規制の必要性を訴える声が多く寄せられている。市議会においても、平成14年第2回定例会において「市内から歩きたばこを追放する決議」が可決され、平成20年第4回定例会において「路上喫煙防止条例の早期制定を求める決議」が可決されている。市民等から現在の路上喫煙禁止区域以外の駅周辺についても路上喫煙禁止区域に指定するよう要望が寄せられている。一方、少数ではあるが、路上喫煙の規制に対し、経費を投入することに否定的な意見や、マナーの向上に重きをおいた施策を実施するべきとの意見もある。</p>	

所属長コメント	現在、「勝田台駅」及び「八千代緑が丘駅」周辺を路上喫煙禁止区域に指定しているが、他の駅についても指定の要望が寄せられている。今後、新たな指定により、路上喫煙防止指導員の体制について検討を要するものである。	
評価調整委員会評価	<input checked="" type="checkbox"/> 改革改善して継続 <input type="checkbox"/> 手法プロセスの改革・改善 <input checked="" type="checkbox"/> 事業規模の拡大・縮小 <input type="checkbox"/> 統合・役割見直し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 事業完了 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続	路上喫煙禁止区域を拡大することにより、市民の安全の確保に努めること。